

計量行政審議会運営規程（案）

（審議会の招集）

第一条 計量行政審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の七日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（委員以外の者の出席）

第二条 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

（緊急議案）

第三条 審議会は出席した委員の半数以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（審議会の公開）

第四条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（意見提出手続）

第五条 審議会は、国民の権利義務に影響を与える新たな制度の導入及び変更に係る立案等に係る事項を審議する場合には、書面又はこれに代替する手段により専門家及び利害関係人その他広く国民から意見の提出を求めるものとする。ただし、迅速性及び緊急性を要するもの又は軽微なもの等については、この限りではない。

- 2 審議会は、関係する議題の審議に当たり、提出された意見を参考にするものとする。
- 3 意見の提出方法その他意見の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

（答申書等）

第六条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書を作成するものとする。

- 2 前項に規定する答申書には少数意見を付すことができる。

（部会の設置）

第七条 審議会に基本部会、計量標準部会及び計量士部会を置く。

- 2 基本部会は、計量単位、計量器の検定及び商品量目の適正化等計量に関する基本的事項について調査審議する（次二項に掲げるものを除く。）。
- 3 計量標準部会は、計量器の校正等計量標準に関する事項について調査審議する。
- 4 計量士部会は、計量士の資格に関する事項について調査審議する。
- 5 第一項に掲げる部会のほか、審議会は、その議決をもって部会を置くことができる。

（部会への付託）

第八条 会長は、経済産業大臣の諮問があった場合又は計量法第百二十二条第二項第二号に規定する計量士の認定をするときにおいて、必要があると認めるときは、当該事項を部会に付託することができる。

（部会の議決）

第九条 部会の議決（不服審査等の審議事項に係るものを除く。）は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

（準用）

第十条 第一条から第三条まで及び第五条の規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第一条第二項中「委員、議事に関係ある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、第二条中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属さない委員、臨時委員及び専門委員」と、第三条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

- 2 部会（計量士部会を除く。）は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（小委員会等の設置）

第十一条 審議会（部会に置かれる小委員会にあっては部会。第九項において同じ。）は、その議決をもって小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（部会に置かれる小委員会にあっては部会長。次項及び第九項において同じ。）が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員及び臨時委員の互選で選出される者又は当該小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから会長の指名する者がこれにあたる。
- 4 委員長は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 小委員会は、当該小委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 7 小委員会の議事は、当該小委員会に属する委員及び臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会に属する委員、臨時委員及

び専門委員以外の者を小委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

- 9 小委員会の議決は、委員長が委員である場合に限り、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。
- 10 前項の規定は、部会に置かれる小委員会の議決であって、不服審査等の審議事項に係るものについては適用しない。
- 11 小委員会は、その議決をもって下部機関を置くことができる。
- 12 当下部機関については、第二項から第十項の規定を準用する。この場合において、第二項中「会長（部会に置かれる小委員会にあつては部会長。次項及び第九項において同じ。）」とあるのは「委員長」と、第三項から第十項までの規定中、「委員長」とあるのは「下部機関の長」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

（準用）

第十二条 第一条から第五条までの規定は小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、第一条第二項中「委員、議事に関係ある臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、第二条中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会に属さない委員、臨時委員及び専門委員」と、第三条中「委員」とあるのは「小委員会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

- 2 第一条から第五条までの規定は下部機関に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「下部機関の長」と、第一条第二項中「委員、議事に関係ある臨時委員及び専門委員」とあるのは「下部機関に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、第二条中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「下部機関に属さない委員、臨時委員及び専門委員」と、第三条中「委員」とあるのは「下部機関に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

（運営規程の改正）

第十三条 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、審議会に出席した委員の過半数の同意を得なければならない。

（雑則）

第十四条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。